

第 10 講 知的財産推進計画に見るデジタルアーカイブ

知的財産戦略本部より知的財産推進計画 2017（2017 年 5 月）が発表され、そこには、「我が国の知や文化資源を結集し、世界中に発信しながら新たな価値創造につなげることができるデジタルアーカイブの構築とその利活用について、計画的に推進していくことが必要である」と、デジタルアーカイブに関する記述が増加していることを見ることができる。知的財産推進計画の目的と今後の方向性について考える。

知的財産推進
計画 2017

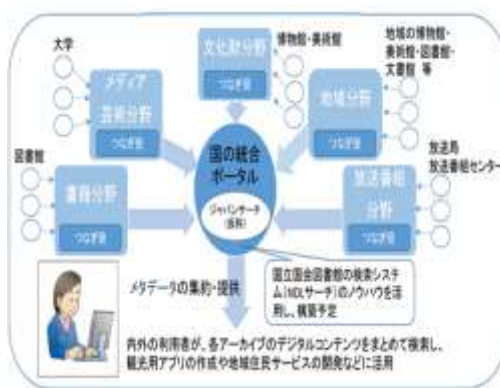


【学習到達目標】

- ・ 知的財産推進計画を理解し説明できる。
- ・ 新たな価値創造とデジタルアーカイブの構築について具体例を出して説明できる。

1. デジタルアーカイブ日本の構築

長い伝統と豊かな文化を有する我が国の多様な文化的資産を次世代に継承するため、書籍、文化財等分野ごとのデジタルアーカイブ構築が進められている。今後、これらの資産へのアクセスを容易にし、デジタル時代に対応した新たな知的資産



生産の基盤を形成するため、それぞれのアーカイブの充実のみならず、分野を横断した文化的資産の蓄積・活用を可能とするアーカイブ間連携を進め、目録・所在等情報（メタデータ）の整備・公開やデジタルコンテンツの提供に取

り組む必要がある。

日本コンテンツの主なアーカイブの現状

アーカイブ化のステージ	現物の収集・保存	現物資料情報のDB化	資料のデジタル化	資料のネット利用
ゲーム	立命館大学ゲーム研究センター 資料数: 5,181点	文化庁 「メディア芸術データベース(娯楽版)」 資料情報数: 約25万タイトル (7/24)		
マンガ	東京大学 資料数: 約14万点(マンガ)等	文化庁 「マンガデータベース」 資料情報数: 約15万冊 (7/24)		
アニメ	京都大学 資料数: 約30万点(マンガ)	文化庁 「アニメデータベース」 資料情報数: 約15万冊 (7/24)		
出版物等	国立国会図書館 ※紙本制度等 資料数: 約398万点(図書) 約1,700万点(二次刊行物) 約140万点(新聞書資料)	国立国会図書館 「国立国会図書館サーチ」 資料情報数: 約1.2億件(書籍) 約48万5000種(新聞書資料)	国立国会図書館 「国立国会図書館デジタルコレクション」 約262万点(合計) 約10万点(音声) 約14万点(博士論文) 約1万点(音楽・楽譜)	「国立国会図書館デジタルコレクション」 インターネット公開: 約50万点 図書館への送達: 約149万点
放送番組	(公財)放送番組センター 資料数: 約2.7万本(放送番組)	J-ARCC/JAPACON 「海外向けコンテンツ情報A~2&」 ※TV番組、アニメ、映画等の 番組的情報を発信	(公財)放送番組センター 約2.7万本(放送番組) NHK「NHKアーカイブス」 資料数: 約21万本(放送番組) 約698万種(ニュース映像)	※ 各放送局へのサテライト・ケーブル 回線、大学等の教育利用を推進 ※ 一部番組について資料で提供 (J-ARCCアーカイブ)
映画	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館464センター) 資料数: 約7.8万点(写真) 約70.1万点(スライド写真) 約5.7万点(スライド)	文化庁 「日本映画情報システム」 資料情報数: 46,007件(映画調査作品)	(独)国立美術館 (東京国立近代美術館464センター) 約3,400本(デジタル映画作品)	
文化財	(独)国立文化財機構(国立博物館) 資料数: 約13.8万点(収蔵+寄託)		(独)国立文化財機構(国立博物館) 「e-国宝」 1067点(高精細国宝・重要文化財件数)	
	(独)国立美術館 資料数: 約4.2万点(美術作品)		(独)国立美術館 「e-国宝」 1067点(高精細国宝・重要文化財件数)	
自然科学	(独)国立科学博物館 資料数: 約452万点(標本)	文化庁「文化遺産オンライン」 国立文化財、地方公共団体、全国の博物館・美術館等の文化遺産等の情報 約13万種(文化遺産情報)	(独)国立科学博物館 「e-国宝」 1067点(高精細国宝・重要文化財件数)	
公文書等	(独)国立公文書館 資料数: 約142万冊	(独)国立科学博物館 資料数: 約224万点	(独)国立科学博物館 「e-国宝」 1067点(高精細国宝・重要文化財件数)	
		(独)国立公文書館(歴史情報)	(独)国立公文書館 「国立公文書館デジタルアーカイブ」 約21.6万冊(行政文書等)・11.5万冊(古書・古文書)・9.9万冊	

分野・地域を超えて日本の知を集約、検索できるデジタルアーカイブの構築により、学術研究、教育、防災、観光ビジネスや映像、出版等のコンテンツビジネスなどにおける知的資産の利活用の取り組みを活性化し、加えて海外発信機能の強化を通じて、インバウンドの促進や海外における日本研究の深化にも活用することが可能となる。

2. 今後の方向性

- ①「各アーカイブ機関」は、ガイドラインに沿ったメタデータの整備、オープン化などの取り組みを推進。
- ②「つなぎ役」は、分野内のメタデータ項目の標準化やアーカイブ機関の技術、法務上の課題等に対応できる人材育成をサポート。
- ③「国」は、分野横断統合ポータル構築を推進するほか、国・独立行政法人の有する書籍・文化財等文化的資産・メディア芸術・公文書のメタデータの整備やデジタル化を進めるとともに、各アーカイブ機関やつなぎ役の取り組みへの支援について検討。



3. デジタルアーカイブの構築における現状と課題

我が国の様々なコンテンツをデジタルアーカイブ化していくことは、分野・地域を超えた「我が国の知」を集約することを可能とするものであり、学術研究・教育・防災・ビジネスへの利活用が期待できることに加え、海外発信機能を付加・強化することにより、インバウンドの促進や海外における日本研究の活性化にもつながりうる。我が国においては、国立国会図書館による書籍等分野の取組や文化庁（文化遺産オンライン）による文化財分野の取組など分野ごとにデジタルアーカイブの構築が進められてきており、一定の充実を見つづける。その一方で、分野横断的なアーカイブの連携や海外発信を含めたその利活用に関する取組は、欧米諸国と比較しても十分とは言えない。このような状況下、我が国全体でデジタルアーカイブの構築とその利活用を推進するため、「推進計画 2016」において、①分野横断的な連携を可能とする基盤（統合ポータル）の構築を始めとする「アーカイブ間の連携・横断の促進」、②分野ごとのつなぎ役を中心とした「分野ごとの取組の促進」、③保存や利活用に係る

制度面での対応等の「アーカイブ利活用に向けた基盤整備」という総合的な取組の推進策を示している。これを踏まえ、2015年度に設置された「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会」及び「実務者協議会」において、デジタルアーカイブ構築とその利活用促進に関する実務的課題とそれに対する今後の方向性に関する検討を継続し、本年4月に、報告書として今後の国の取組の方向性等を取りまとめるとともに、各アーカイブ機関が行うべきメタデータの取扱いや利用条件表示について、ガイドラインを策定した。

また、アーカイブ利活用に向けた著作権制度の見直しも進められており、例えば、サムネイルのインターネット送信に関しては、美術の著作物又は写真の著作物の原作品を適法に展示する者が、これらの著作物に係る情報を提供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、当該著作物等のインターネット送信を行うことができることとする制度改正が検討されている。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、デジタルアーカイブが国内外において日常的に活用され、新たなコンテンツやイノベーションを生み出すための基盤となる社会を実現するため、今後、各アーカイブ機関を結ぶ「つなぎ役」と国等が一体となった取組を加速することが必要であると述べている。

【研究課題】

知的財産推進計画とデジタルアーカイブとの関係を明確にして、知的財産計画の目的について論述しなさい。

【参考文献・参考 Web】

(1) 知的財産戦略本部：知的財産推進計画2017、2017年5月